

## 見積合せ執行通知 追加事項

### 1. 見積書の提出方法

- ① 本件は見積合せ（郵便入札方式）となります。本通知に示した到達期限までに、可児市役所管財検査課に届くように郵送または持参してください。
- ② 提出方法は、「一般書留」、「簡易書留」、「レターパックプラス」、「持参」のいずれかの方法とします。
- ③ 郵送の場合、封筒は、外封筒（郵送用）と内封筒（見積書封入用）の二重封筒としてください。持参の場合、外封筒は省略できます。
- ④ 内封筒には、契約番号、件名、見積参加者の住所、商号・名称、代表者氏名を記載してください。また、張り合わせ箇所を封印してください。  
複数案件の入札および見積合せに参加する場合、案件ごとに内封筒を作成してください。
- ⑤ 郵送する場合、外封筒に内封筒を入れて郵送してください。複数案件の入札および見積合せに参加する場合は、複数の内封筒を一つの外封筒にまとめて入れて送付していただいて構いません。
- ⑥ 外封筒には、「見積書在中」と朱書きしてください。
- ⑦ 委任状は不要です。
- ⑧ 辞退届を提出する場合、郵送するか、持参してください。
- ⑨ 見積合せ（郵便入札方式）の詳細については、可児市ホームページに「役務、物品購入等の郵便入札について」を掲載していますので、必ず確認してください。

### 2. 見積書の提出先

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地  
可児市役所 管財検査課 契約係 宛

### 3. 開札について

- ① 本通知に記載した日時、場所で開札を行います。
- ② 開札の立会いは不要ですが、立会いを希望される場合は、開札日の前日正午までに「開札立会申請書」を管財検査課まで電子メール、ファクスまたは持参にて提出してください。
- ③ 開札の立会いを希望する者がいない場合、見積合せ事務に関係のない市職員が開札に立ち会います。

### 4. 見積書に記載する金額（以下「見積書記載金額」という。）

落札決定に当たっては、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。ただし、単価契約の場合で1円未満の端数が発生する場合はその限りではない）をもって契約価格とするので、見積合せに参加しようとする者（以下「見積者」という。）は、消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、消費税込みの金額を記載するよう仕様書に定めている場合には、消費税込みの金額で見積すること。

### 5. 落札者の決定方法

見積書記載金額が、市の定めた予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の者を落札者とします。

なお、消費税込みの金額を記載するよう仕様書に定めている場合には、消費税込みの金額の範囲内で最低の者を落札者とします。

### 6. 契約保証金に関する事項

契約保証金 免除

### 7. 見積合せ（郵便入札方式）の無効に関する事項

次の各号に該当する場合は、その見積合せは無効とします。

- ① 見積者が同一事項に対し、2以上の見積をしたとき。
- ② 見積者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理人を兼ねたとき。
- ③ 見積に関し談合等の不正行為があったとき。
- ④ 見積書に記名押印がないとき。
- ⑤ 見積書の記載事項の確認ができないとき。
- ⑥ 見積参加資格を有しない者が見積合せをしたとき。
- ⑦ 見積書の金額が訂正してあるとき。

- ⑧ 郵便入札方式で、内封筒がないとき。
- ⑨ 郵便入札方式で、到達期限までに到着しなかったとき。
- ⑩ 郵便入札方式で、指定以外の方法で提出したとき。
- ⑪ その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

#### 8. 再度見積合せについて

- ① 開札の結果、予定価格に達しない場合、有効であった見積者に再度見積合せの日時をファクスで通知します。
- ② 再度見積合せの参加者は、見積書を指定の日時まで、1回目と同様の方法で提出してください。
- ③ 1回目の開札で無効・失格であった見積者には、再度見積合せに参加できない旨を電話またはファクスで通知します。
- ④ 再度見積合せは1回に限り実施します。

#### 9. くじ引きについて

- ① 2者以上の者が最低価格を見積した場合、落札決定を保留し、後日、見積者の立ち会いによりくじ引きを実施します。
- ② くじ引きの対象となる見積者には、市から電話にて日時、場所等を連絡します。
- ③ 見積者が出席しない場合、または出席してもくじを引かない場合は、見積合わせ事務に関係のない市職員がくじを引きます。

#### 10. 見積合せ又は開札の中止による損害に関する事項

次の各号に該当する場合は、見積合せ又は開札を中止することがあります。なお、これらの場合における損害は、見積者の負担とします。

- ① 談合等、不正行為の事実が確認された場合。
- ② 天災その他やむを得ない理由による場合。
- ③ 見積者が一人だけの場合。

#### 11. 見積者の資格

見積者は、見積合わせ期日までにおいて次の各号に該当することとなった場合は、見積者の資格を失うものとします。

- ① 見積者について、破産、民事再生手続開始または会社更正手続開始の申立がなされたとき。ただし、更正計画認可決定又は再生計画認可決定がなされたときは、この限りでない。
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難となると認められるとき。
- ③ その他、事業に着手し又は事業を遂行することが困難とみられる事由が発生したとき。

#### 12. 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

#### 13. その他

- ① 一度提出した見積書は、これを書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- ② 落札者は、消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかの届出が必要となります。
- ③ 市議会の議決が必要な事項の落札者とは、仮契約を締結し、市議会の議決後に契約を確定します。
- ④ 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- ⑤ 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として指名替のうえ、改めて見積合せを行うものとします。
- ⑥ その他本件執行については、地方自治法、同法施行令及び可児市契約規則の定めるところによります。